

(参考)

## 測量等業務入札参加資格申請 Q & A

※内容に疑義がある場合は、下記を参考の上、直接電話でお尋ねください。

	分野	質問事項	回答	備考
1	様式第1号	県内業者で支社への入札参加委任等を行わない場合、営業所等登録を行わなくてもよいか。	県内業者については、本社のみとします。	
2	様式第1号	様式第1号中のメールアドレスは、今後電子入札等に使用されるものか。	電子入札実施の際には、別途登録を行っていただくこととなります。今回のものは、特に電子入札用というわけではございません。	
3	様式第1号	様式第1号中の担当者は誰を記載したらよいか。	担当者は、申請書の内容の確認や修正等をお願いすることが速やかにできる方を記載してください。よって、直接申請書を作成された方を想定しています。	
4	様式第2号	技術士、補償業務管理士等で、2部門以上の登録を持っている者がいる。1人の人間を2部門以上にカウントしてよいか。	部門が記載してあるものについてはカウントして構いません。延べ人数でご記入ください。ただし、「〇〇〇計(実人数)」の欄は、延べ人数ではなく、実人数でご記入ください。 なお、部門が未記載のものについては実人数で計上してください。(例：1人でRCCMの道路部門とトンネル部門を取得している場合でも「1」でカウント)	
5	様式第3号	契約権限を有しない事務所については登録不要ということによいか。当社は、大阪に本社があり、入札・契約等は全て本社で行っている。	告示に示しているとおり、不要です。	
6	様式第4号	入札希望業種区分で、建築関係のものを希望したいと考えている。提出を求められている実績がない場合は希望できないか。	希望されたとしても、実績がないものについては資格を認定できません。	
7	様式第6号	県外業者で鳥取県内に支店等を有さない場合でも、当該様式を作成する必要があるか。	鳥取県税等の納税義務について確認するため、ある者又はない者を選択したうえで作成していただきたいと考えています。	
8	契約実績	業務完成が確認できる資料をもとめられているが、民間の業務の場合は完成検査等が行われず、検査結果通知などが無い場合が多い。どうすればよいか。	委託者の発行する履行証明書や、成果品の納品書等に委託者の受付印等があるもの、委託料が振込まれた通帳の写し等があれば、それでも代用可能です。このように、業務完了を証明する何らかの書類を添付してください。	
9	契約実績	業務の検査通知等がなく、発注者に聞いてみたところ、履行証明書を発行できると言われた。業務完了の証明として有効か。	有効です。	
10	契約実績	実績の記入方法がよく分からない。金額が2段書きになっているが、どう書けばよいか。	2段書きは、複数業種にまたがる契約の場合などにご使用ください。 (例) 地質調査業務の実績として、○ ○橋梁設計委託(地質調査が含まれるもの)を記載する場合 ・上段に、契約書の金額、下段に当該業務(ここでは地質調査)に係る金額をご記入ください。なお、この場合、同契約に地質調査が含まれていることが確認できる書類(仕様書等)を添付してください。	

(参考)

## 測量等業務入札参加資格申請 Q & A

※内容に疑義がある場合は、下記を参考の上、直接電話でお尋ねください。

	分野	質問事項	回答	備考
11	財務諸表	公益法人（財団法人）であり、財務諸表の必要書類として記載されているものの一部がないが、それでもよいか。（公益法人としての決算は適正に行っているの、その資料でよいか。）	貸借対照表等、公益法人であっても作成する資料について、必要なもの一式を御提出ください。	
12	現況報告書	国土交通省確認済の建設コンサルタント現況報告書に関して、決算時期の関係で、添付されている財務諸表が最新のものではなく、様式第2号に記入する決算時期と合っていないが、よろしいか。（地質調査、補償コンサルタントについても同様）	現況報告書に添付されている財務諸表は、最新のものでなくても構いません。	
13	納税証明書	納税額の猶予制度を申請しており、納税証明書（その3の3）等が発行されない。この場合、どのようにすればよいか。	納税の猶予許可通知書又は納税証明書（その1）（どちらも写し可）を添付してください。	R2.10.27 追記